

感染兆候・症状：発熱、倦怠感、筋肉痛、咳嗽、鼻汁、咽頭痛

とるべき
行動1

登校せずに、欠席する。（欠席連絡）

①②へ連絡

★欠席の連絡 ①学務課 ②学生健康管理室 gakuseikenkan.cj@twmu.ac.jp
欠席連絡はメールで（すべての科目で当日欠席連絡が必要です。）

・学務課 E-mail：gakumuka.bk@twmu.ac.jp

（TEL：03-3357-4801(直通)）

とるべき
行動2

発症した翌日に医療機関受診

本院総合診療科あるいはかかりつけ医、近医を受診し、診療した医師の判断による検査を実施する。

COVID-19診断

インフルエンザ

その他出席停止扱いとなる疾病

その他の診断

**感冒、発熱、
アレルギー**

<https://forms.gle/wFhteSJVurEVTqpNA>
へ申請

発症日を0日でその後5日間かつ解熱後2日間は出席停止。

期間終了後登校可。登校後2日間はN95マスク装着

（本学独自基準）

原因に準じた
出席停止期間
終了後登校可

学生便覧の学校感染症
と出席停止の基準参照

症状軽快後登校可

症状軽快とは。解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。

とるべき
行動3

医療機関受診後の結果を学生健康管理室へ報告する。登校の条件を確認する。

学業に関することは学務課に問い合わせてください。

とるべき
行動4

登校後通学許可診断書を発行→学生健康管理室で受け取り学務課へ欠席届に添付して提出する。感染兆候での欠席は出席停止扱いとなる。（ただし学生健康管理室への報告要）

同居家族に感染兆候がある場合

学生は自身の健康確認をしながら登校する。症状出現時に上記対応をする。

家族等の同居人（または密な関係にある人）がCOVID-19と診断された場合

家庭内で感染対策を開始し、開始後5日間は装着するマスクはN95マスクとする。

N95マスク装着で体調不良となる場合は自宅学習も可とする。

発症の可能性を考慮して、3密状況や会食の場を避ける。

検査は不要だが、症状出現時には、上記の受診対応をする。

N95マスクは学生健康管理室でお渡しします。

家庭内での感染対策：日常生活で可能な範囲でのマスク着用。物資共用を避けて、手洗い励行